

令和2年8月1日

各チーム関係者 様

(一社) 栃木県バスケットボール協会長 小曾戸 和彦

(一社) 栃木県バスケットボール協会活動再開に向けた指針 (第2版)

2020年、新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)の感染拡大によって多くの競技活動や大会の自粛を余儀なくされています。スポーツ活動を含めた活動制限や行動自粛の解除は、その収束に応じて段階的なプロセスを経て実施する必要があると思われます。新型コロナウイルスの影響により、厚生労働省、文部科学省、スポーツ庁を始め日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会等、各種統括団体向けのガイドラインが策定公表されています。また6月8日付けでJBAから活動再開に向けたガイドラインが策定されました。

そこで、現時点においての(一社)栃木県バスケットボール協会の活動再開に向けた指針(以下 本指針)をまとめましたのでご報告いたします。なお、この指針は2020年8月1日現在で得られている知見等に基づき作成しています。今後、状況に応じて見直すことがあり得ることにご留意ください。また、本指針はチーム所在地の都道府県、あるいは地方自治体などの上位団体の方針に従うことを前提にしています。

【8月1日付 指針】

- 1 基本的な考え
- 2 活動の再開の注意点
- 3 対外試合(練習試合)についての考え
- 4 協会主催で行われる県内事業の開催判断
- 5 その他

巻末 【参考資料】

1 基本的な考え

活動再開については、選手、指導者、参加者の安全を第一優先と考えます。そして、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、JBA等のスポーツ活動再開等に関しての方針を基本といたします。学校部活動の場合は、学校の方針に従ってください。クラブチームの場合は、近隣の学校の方針も参考にしてください。疑問がある場合は、保健衛生局などにご相談ください。

2 活動再開の注意点

- (1) 各チームが所属する上位団体の指示を第一優先とする。
- (2) 活動参加への自由意志と選手への配慮をする。
- (3) 「感染」と「ケガ」のリスクと段階的活動再開のステップを踏む。
- (4) 選手及び指導者ならびに審判員等関係者全員の体調管理を行う（検温、JBA コンディションシート、健康チェックシート等の活用）
- (5) 感染対策を講じること。
 - ① ソーシャル・ディスタンス（感染拡大を防ぐために物理的な距離をとること）② マスクの使用
 - ③ 手洗いや手指消毒を行う
 - ④ 施設の管理、清掃、消毒を行う
- (6) JBA 公益財団法人日本バスケットボール協会「バスケットボール活動再開に向けたガイドライン（手引き）」を参考にする。

3 対外試合（練習試合）についての考え

U12・U15・U18 に関しては栃木県教育委員会並びに各市町教育委員会の指示に従う。

大学に関しては学連の指示に従う。

一般（社会人連盟等）に関しては都道府県間の移動制限が解除されていない場合においての県外チームとの練習試合は原則行わない。また、近隣のチームとの練習試合も十分な感染防止対策を講じることができない場合には原則行わない。

4 協会主催で行われる県内事業の開催について

(1) 判断基準

- ① 栃木県内全市町村において、各自治体をまたぐ移動制限が解除されていること。
- ② 開催する会場の使用が許可されていること。
- ③ 実施における感染対策を十分に実施できること。
- ④ JBA で示されている活動レベルが「レベル2」以上であること。

JBA ガイドラインから抜粋

活動レベル2：当該都道府県が感染拡大注意の対象地域

参加者が都道府県をまたいで移動する事業・活動については、自粛してください。各都道府県知事によるイベントの開催制限が解除となった場合は、比較的小規模な事業について、十分な感染対策を講じた上での都道府県内事業の実施が可能となります。比較的小規模とは「最大でも50人程度」と想定されます（施設要件やコートの大さき、必要最低限のスタッフ等によって適宜対応を推奨します）なお、観客が想定される事業については原則無観客とし、参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

(2) 判断時期

- ①第1次判断：実施日の2ヶ月前に行う
- ②第2次判断：実施日の1ヶ月前に行う
- ③第3次判断：実施日の2週間前に行う
- ④第3次判断で「実施」という判断がなされても感染症を取り巻く状況が変化した場合には、「中止」と判断する。

(3) 開催における注意

- ①参加については自由意志と選手への配慮をする。
- ②参加者（選手・コーチ・スタッフならびに審判員等すべての関係者）はJBAから出されている「健康チェックシート」を提出する。

5 その他

- (1) 今後の情報については県協会ホームページに記載する。
- (2) ここに書かれている指針については県協会主催事業に適用されるが、県内で開催されるすべての事業（地区大会・非公式戦および練習試合等を含む）に関してもこの指針に応じて開催されることが望ましい。

最後になりますが、本指針によりすべての活動を決定することは困難と考えます。もっとも大切なことは、選手、指導者、関係者すべての人の生命・健康の安全が最優先だということです。そのために一人おひとりが責任と自覚をもって行動してください。これから先、バスケットボール活動が中断されることなく、安全に再開・継続されて行くことを願っております。

【参考資料】

- ・ 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
https://www.mext.go.jp/content/20200522_mxt_kouhou02_mext_00029_01.pdf
- ・ 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html
- ・ スポーツ庁 「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて」
https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf
- ・ スポーツ庁「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
https://www.mext.go.jp/sports/content/20200522-spt_sseisaku01-000007433-1.pdf
- ・ 日本スポーツ協会 日本障がい者スポーツ協会 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン <https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf>
- ・ 日本スポーツ協会 「【5/25 更新版】 スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について <https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>
- ・ Japan High Performance Sport Center 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としてのスポーツ活動再開
<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/Portals/0/katudousaikaiguideine.pdf>
- ・ JBA 公益財団法人日本バスケットボール協会「バスケットボール活動再開に向けたガイドライン」 http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_Guaideine_20200608.pdf
- ・ JBA 公益財団法人日本バスケットボール協会「バスケットボール活動再開に向けたガイドライン（手引き）」
http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_Guaideline_tebiki_20200608.pdf
- ・ 栃木県教育委員会スポーツ振興課高等教育課特別支援教育室「部活動実施に係わる対応マニュアル（ver.1）」
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/documents/3.pdf>
- ・ 栃木県教育委員会スポーツ振興課高等教育課特別支援教育室「部活動実施に係わる対応マニュアル（ver.2）」
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/documents/bukatu2.pdf>
- ・ 栃木県サッカー協会「栃木県サッカー協会活動再開に向けたガイドライン（活動指針）」
http://www.tfa.or.jp/wptfa/wp-content/uploads/12_office/office067-2.pdf